

山口労発基 1212 第 2 号  
平成 29 年 12 月 12 日

山口県医師会長 殿

厚生労働省山口労働局長



労災補償課の分室の閉鎖について

平素より労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労災診療費審査点検事務については、現在、労災補償課分室において行っておりますが、平成 30 年 2 月 18 日をもって閉鎖し、平成 30 年 2 月 19 日から、労災補償課医療係において、審査点検事務を行うこととなりましたのでお知らせします。

なお、各労災指定医療機関には、別添案内文を配布することとしておりますことを申し添えます。

問合せ先

山口労働局労働基準部労災補償課医療係(担当 林・兼安)

電話 083-995-0374

住所 〒753-8510

山口市中河原町 6-16

山口地方合同庁舎 2 号館

事 務 連 絡  
平成 年 月 日

労災指定医療機関各位

厚生労働省山口労働局  
労働基準部労災補償課長

山口労働局労働基準部労災補償課分室の閉鎖について

平素より労災補償行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、労災診療費審査点検事務については、労災補償課分室において行っておりますが、平成30年2月18日をもって閉鎖することになりました。

つきましては、以後の審査点検事務については、労災補償課医療係において引き続き行いますので、平成30年2月19日以降の労災診療費請求書（アフターケア委託費・二次検診等請求書含む。）等の提出先は、労災補償課医療係に変更となりますので、ご留意くださるようよろしくお願いいたします。

なお、変更後の郵便物の取扱い等、詳細については別添パンフレットによりご確認ください。よろしくお願いいたします。

問合せ先

山口労働局労働基準部労災補償課医療係（担当 林・兼安）

電話 083-995-0374

住所 〒753-8510

山口市中河原町6-16

山口地方合同庁舎2号館

# 山口労働局労働基準部労災補償課分室 が平成30年2月18日に閉鎖されます。

1. 平成30年2月19日から労災診療費・薬剤費等請求書(アフターケア委託費・二次健診等請求書含む。)は、山口労働局労働基準部労災補償課医療係にて 労災診療費審査点検事務を行うこととなります。  
労災補償課分室での審査点検事務は、2月13日締め(1月請求分)までとなりますので、2月請求分以降の請求については、労災補償課医療係に提出をお願いします。

提出先： 山口労働局 労働基準部 労災補償課 医療係

所在地： 〒753-8510

山口市中河原町6番16号

山口地方合同庁舎2号館6階

電話：083-922-0222(変更なし)

FAX：083-995-0377(変更あり)

2. 請求書等を郵送により提出される場合

山口労働局労働基準部労災補償課へは、様々な郵便物の送付がありますので、書類の混在を防ぐため、封筒の宛先は、「山口労働局労働基準部労災補償課 医療係宛」とし、余白に「レセプト在中」等、封入物の記入をしていただくようご協力をお願いします。

3. 請求書等を直接持参される場合

山口労働局労働基準部労災補償課医療係で直接受け付けも行いますので、上記所在地の6階、労災補償課医療係までご持参いただくようお願いいたします。(封筒に記入している地図を参照してください。)

\*オンライン請求を導入している医療機関等におかれましては、5号等郵便物の発送先が変更になりますが、オンライン請求上の手続に変更はありません。

封筒見本

7 5 3 - 8 5 1 0

山口市中河原町6番16号

山口地方合同庁舎2号館

山口労働局労働基準部  
労災補償課 医療係 宛

レセプト在中